

総合評価落札方式における施工計画について（お知らせ）

港湾空港部では、現在、公共事業の発注にあたり、総合評価落札方式を試行的に実施しているところではありますが、今般、施工計画の不適切な判断基準を一部変更しましたので下記のとおりお知らせいたします。つきましては施工計画の作成にあたり、十分留意して作成していただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

記

変更点について

入札説明書の「競争参加資格」において、施工計画の不適切な判断基準として「②施工計画の内容が求めた要件と明らかに違う場合（当局が想定する重要項目が、具体的に記載されていない場合においても「不適切」と判断する可能性がある）」と（ ）書き部分を加筆しています。

（解説）

最近、各種発注工事において施工計画において、発注者が特に重要と思われる項目が記載されないケースが増えております。

入札参加希望者におかれましては、発注案件毎に発注者が求めている内容を十分ご理解して頂き、施工計画の作成願います。なお、施工計画において「不適切」と判断された場合は、競争参加資格において「資格無し（欠格）」とされる事もありますので、十分御注意願います。

※本通知における「施工計画」とは、標準型（WTO含む）総合評価落札方式においては「工事全般の施工計画」、簡易型総合評価落札方式においては「簡易な施工計画」を指しています。なお、標準型（WTO含む）総合評価落札方式において、標準案の提出を認めず、VE提案の提出を必須としている案件に関しては、「工事全般の施工計画」及び「企業な高度な技術力（VE提案）」の施工計画を指しています。

平成18年10月26日 関東地方整備局 港湾空港部
港湾事業課長